

徳島県環境影響評価審査会 令和2年度第3回 会議録

1 日 時
令和3年2月25日（木） 9時から13時まで

2 場 所
徳島県庁10階 大会議室

3 出席者
委員 20名中16名出席

【会議次第】

【議事概要】

1 開 会

2 議 題

(1) 「徳島県環境影響評価技術指針」の改正について

(2) (仮称) 那賀・海部・安芸風力発電事業に係る環境影響評価方法書の審議について

(危機管理環境部副部長開会あいさつ)

(1) 「徳島県環境影響評価技術指針」の改正について

(事務局による改正案の説明)

(会長)

条例対象事業で、第一種事業と第二種事業とあるんですが、第二種の2万KWですが面積で言うと大体どれくらいなのでしょう。

(事務局)

今までの太陽光発電所の施設の状況を見た感じでは、大体ですが1万kwあたり25haを基準として考えております。法の基準についても、本来であれば面積を規模要件に、という話も当然あるんですけども、電気事業法の関係もあり、この出力で設定をしているという状況です。

(委員)

この第2種事業に相当するような太陽電池発電所ですが、徳島県に既存のものとしてはあるんですか。

(事務局)

今のところ、大きな発電所というと日本製紙が小松島に設置しているものが大規模です。

(会長)

かなり大規模なものが対象になるということですね。

(委員)

経済産業省も環境省も再生可能エネルギーのタスクフォースというのが動いていて、多分3月をめどに取りまとめられ、4月以降に報告されると思います。そうすると規模要件といったものが、また変わっていく可能性があると思います。タスクフォースの審議の様子がYouTubeで配信されていましたが、この規模要件を変えていってこれまで国が扱っていた大きな事業を県の方であったり自治体の方で扱えないかといった意見も出ていたんですが、そうすると自治体の負担はかなり増えるという意見を参加されていた北九州市や愛知県の担当者の方が言われていました。国としては、再生可能エネルギーをどんどん導入していこうという動きがあって、それは確かに必要なことだと思うのですが、それを受け入れる地域の方が負担を受け入れる準備ができていないと問題が大きくなるという事を言われていました。県でもそういった情報把握されて準備されていると思うのですが、春以降になるかと思いますが、アセスに関わる要件が変更された場合、例えばこの環境影響評価審査会に関わる部分が大きく変わっていくようであれば、県の対応について、当審査会で意見交換をやっていく必要があると思います。

(事務局)

国が自然エネルギー、再生エネルギーの導入を進めていく中で、事業者からは環境アセスメントが足かせになっているという意見もございまして、アセスメントの規模要件を緩和するような動きも確かにございますが、県としてはこれまでどおり、法の規模要件から外れた案件を条例で補完するという形で環境アセスメントを行っていきたいと考えておりますので、委員のご提案のように引き続き国の動きを注視し、そういった内容についても審査会において審議をお願いしていただきたいと思っております。ありがとうございました。

(委員)

太陽光発電にですが、徳島県でも大きなため池をすっぽり覆って太陽光発電所を設置した事例がありますが、香川県でも多くの事例があると聞きます。これは生態系に非常に影響があると思うのですが、そういった場合の徳島県への申請や生態系についての問い合わせはありますでしょうか。全国的にため池に設置するという事例があるようなので把握していれば教えてください。

(事務局)

太陽光発電所のため池等の発電所の案件につきましては、私どもの方ではそういう報告なり届出とかは受け付けておりませんので状況の把握はしておりません。環境省から小規模な太陽電池発電所について環境に配慮した計画をするようにガイドラインを令和2年4月に発行しており問い合わせがあったものについては環境に配慮した計画をするようお願いをしてるところでございます。

(会長)

ため池については香川県ですかね、かなり大規模でやってますけども、いい影響、人によっては水温が上がらないとかね、もちろん生物相変わる可能性がありますけどももういい面もあるんだっていう論評もあるようです。

(委員)

野鳥が休息する場所がなくなってしまうとか色々問題があるんですね。まあ広さだけでなくそういう問題もあるということも知っていただけたらなと思います。

(委員)

徳島県環境影響評価条例の規模要件に関して、環境影響評価法の太陽光発電所の出力要件はどのようになっておりますか。

(事務局)

国の基準としては4万KW以上を第一種事業、3万KW以上を第2種事業としており、徳島県の規模要件はそれより小さい出力規模のものを補完する形となっております。

(委員)

今までの話は規模要件の話だと思うのですが、これまで条例の規模要件がこの2万KWで問題になったことや苦情はなかったのでしょうか。また、規模要件を設定するにあたり、なぜ15,000KWじゃなくて2万KWに設定したのでしょうか。例えば1万KWに設定することもできるでしょうし。それと、太陽光発電施設を増やしたいのか減らしたいのか、もっと環境に配慮したいのかという方向性も含めて、今後どうしたいのかどうすべきなのかという県の考え方を教えてください。

(事務局)

条例の太陽電池発電所の規模要件につきましては、基本的に法を補完すべく、法の75%を基準にして条例の規模要件を設定しました。徳島県の場合は山間部が多い関係もありまして、大規模な太陽光発電所というのがなかなか設置しにくいところではあります。他県の現状を見ますと、例えばゴルフ場跡を太陽光発電所にするという場合に法アセスの対象になっている案件が何件かあるようです。

徳島県におきましても、ゴルフ場が閉鎖になったら実施するという事業が出てくる可能性はあり得ると思います。なお、ゴルフ場につきましては既に開発された場所でありませ

で、反射光のような太陽光発電施設に特有の項目について特に環境アセスメントを実施していく必要があると考えています。

(会長)

苦情があったのかという質問についての回答をお願いします。

(事務局)

今のところ、事務局の方では苦情等について公式に寄せられたという話は聞いておりませんが、新聞等の報道では、(他県において)地元の方への設置計画の説明ができていなかったことからトラブルになっているというような事例は確認しております。

(会長)

全国的には太陽光のパネルが台風等の災害で流されたり、壊されたりといった話、それから反射光の話とかいろいろあるようですが、幸いにして今のところ徳島県には寄せられていないということですね。

(委員)

法でも条例でもアセスにかかってはこないんですが、小型風車のFIT単価が非常に高かった時期があって、全国的に多くの小型風力の設置申請が認められてということがありました。小規模なためアセスの対象にはならないし、土地の所有者の承諾を得られれば設置できるということになります。ただそれが住宅地の非常に近いところに建てられるケースでトラブルになるケースがあるようです。法例等の規制対象外ということもあり、トラブルになってしまっただけからでは解決がなかなか困難なようです。

県内でも設置許可されている所があると思うんですけども、そういったところで実際に稼働する時にそれが住宅地の近いところ、家から30mという非常に近いところに、また小型といっても結構大きいもので高さ30mぐらいの風車を建てられますと、近くの家に大きな影響を与えることになります。例えば、私の知人が害を被っているケースなのですが、風車から発生する音、シャドーフリッカー影響がありまして、そうなるとやはりかなり深刻な問題でして、地域全体でもすごい反対運動が盛り上がりまして、再エネ導入というビジョンとずれてきてしまうということになってしまいます。県でもう一度そういうことについても検討いただければと思います。

(会長)

振動、騒音や日影となると相当不快でしょうね。

(事務局)

再エネの導入にあたっての一番の問題は、地域との合意形成であると我々も考えていることで、この地域との合意形成という点で言えば、まさしく那賀・海部・安芸風力発電事業も同様です。その合意の必要性に加えて、合意形成の方法についてもしっかり検証していかなければならないということで、今後とも十分検討させて頂きたいと考えている

ところでございます。

(委員)

太陽電池発電所に係る項目を追加するという技術指針の改正についてですが、改正案の内容を読み違えてるいるのかもしれませんが、環境要素「反射光」に環境影響の区分で「施設の稼働」後にしか〇が入っておりませんが良いのでしょうか。

(事務局)

「施設の稼働」以前の際に施工する段階でこの「反射光」に関しての環境影響について配慮するべきであろうということで「地形改変及び施設の存在」の項目に丸がついている状況となっております。設置後、稼働の段階で反射光の影響について配慮しても遅いということになりますので。

いただいた御意見については、事務局でも一度相談させていただきます。

(会長)

ありがとうございました。

それでは、技術指針の改正については、本日いただいた意見を参考に検討させていただき、事務局と会長の方にお任せいただけますでしょうか。

ありがとうございました。

(2) (仮称) 那賀・海部・安芸風力発電事業に係る環境影響評価方法書の審議について

(事務局から制度の概要について説明)

(委員)

環境影響評価を行っても、また、どんなに反対意見があったとしても、企業側は法に基づいて着々と事業を進めて行くわけで、素人的な意見で申し訳ないのですが、私達がいくら意見を出して、年月がかかったり足かせになったとしても、事業は進捗していくのではないかと思うのですが、その点についてどのようにお考えでしょうか。

(事務局)

環境影響評価では、環境保全のために事業者がどういうことに取り組むべきかという内容を審議するのですが、審査会でいただいたご意見、それから方法書の段階からは、一般住民の方々からのご意見というのも事業者の方に行ったあと、県及び関係市町村に送られてきますが、県では、そういったご意見にも配慮しながら知事意見をとりまとめ、今回は方法書の段階ですので経済産業省に提出します。さらにこれらの意見を参考に経済産業省が事業者へ勧告を出すというふうに、方法書の段階の手続きが進められます。今後、事業者が一般の方々からのご意見、知事及び経産省からの勧告等を踏まえて環境保全についてどう考えていくかということになります。環境影響評価は、環境保全を重視した事業を行

っていただくための一つの手続きであり、段階を踏んでいただくということになりますので、こういった審査会の中で専門家の皆様からいろいろなご意見をいただくということは大変重要なことだと考えておりますし、県としてはそういったご意見をきちんと踏まえた上で知事意見を作成していきたいと考えております。この環境影響評価が事業実施の可否を決めるものではなく、あくまでも経済産業省がこの風力発電については事業の可否を最終決定する事になりますので、事業反対がどれだけあっても事業を止められないということもあるかもしれませんが、県としてはこの環境影響評価法に則ったこの手順の中で、皆様のご意見、住民の意見というものを十分考慮して手続きを行っていきたいと考えております。

(委員)

環境影響評価制度の概要についてのフローを見てみると、いろいろな観点から検討するということの中で安全性、必要性、採算性という三つの要素が書いてありますが、この必要性というのが誰にとっての必要性なのかということがすごく引っかかりまして。もちろん社会にとっての必要性というのは十分皆さん認識されているのですが、その地域にとっての必要性という要素が抜けているのではという気がしました。先ほどの再エネとアセスの関係性の中では、地域との合意形成がとても重要であるというご意見がありましたが、この必要性のところではその経産省がどこまでその地域での必要性を考えているのかなと感じましたので、意見として取り上げていただけたらなと思います。

(会長)

必要性の解釈ですね。最終的には社会にとってということになるのかもしれませんが、それを大きい括りでやっちゃうと地域のということまで降りて来ない可能性が出てきますね。

(委員)

どうも地域から必要とされていないまま事業が進められる傾向があるようで、事業者と地域の関係のあり方を含め改善の必要があると思います。

(会長)

事業を進める時の地元との合意、事務局の方からご紹介ありましたが、それが今の制度の中で課題となっているということでしょうかね。そういうものに問題意識を持っておられる方からいろいろご意見を出してもらおうことしか今のところないのかなと思ったりしますけど。

(委員)

関連してると思うんですが、静岡県の富士宮市だったと思うんですが、富士山の麓にある。そこでは、太陽光発電事業が計画された際に市の担当部局が、設置場所を富士山の景観を損なわないような場所へ誘導するというのを熱心にやられています。施設を受け入れる方も、そういう準備をしておけば、「ここであれば富士山の景観にもそれほど影響

がない。』、「ここに立てるとかなり変わりますよねって。」というふうに現地に事業者と一緒にいって説得すると言っていました。事業者と現場で議論することによって、景観上好ましくないと思われるようなところへの設置はほとんど回避されているようです。やはり受け入れる県や市町村も準備を早くしていかないといけないと思うし、是非そういったところは県が中心になって進めていただけないかなと思います

(会長)

ありがとうございました。

それでは、続いて事業者から方法書について説明をお願いします

(事業者がWEBで説明)

(事業者)

(方法書の説明)

(会長)

それでは、資料の「①対象事業の目的」に関して御質問、御意見はございませんでしょうか。

(委員)

再生可能エネルギーの促進、そして地域における新たな産業や雇用の創出等を通じ、地域活性化に貢献することを目的とすると書かれていますが、私が聞いた範囲では、地元の海陽町長や那賀町長がこの事業に対して反対の意見を出してると聞いています。それを受けて、この目的をどうやって遂行してこうと考えてらっしゃるのかご意見お聞かせいただけますか。

(事業者)

ご質問いただいた内容については、今後、海陽町、那賀町及び近隣の自治体にもご相談しながら進めていきたいと考えています

(委員)

一部の地域の方が反対であると言われることもあると思うんですが、今回両方の町長が反対はこの事業に対してです。手続きや細かいことはわかりませんが、両町長が反対意見を述べられているというのは、かなり大きな声だと思いますね。手続き的には粛々とできるということで、方法書を進めているのかも知れませんが、やはり最初の方にも話がありました、環境影響評価は合意形成のツールと言われているので、やはり地域としっかり歩いていこうとするならば、少なくともその町のトップからの意見に対しては真摯に向き合っていただけないと、方法書手続きを終えて環境アセスメントが進んでいったとしても、地域からの反対の声がさらに大きくなっていくと思います。しっかり受け止めて進めていただかないと大変難しいと思います。

(事業者)

両町長が反対の意見をお持ちと言うことは新聞等で把握しており、重く受け止めています。我々もただ突き進むということではなく、多くの方が環境について心配されていると思いますので、環境影響評価法に基づき調査して、説明していきたいと思います。

(委員)

ちょっと失礼な質問になるかも知れませんが、環境影響評価の手続きが進み、事業が実施されていったとします。その際に地域の方が危惧されてるのは、この地域は、非常に雨が深い地域なので大雨による土砂災害などの影響で事業自体ができなくなるのではということで、そういった状況で、事業を続けることが困難になった場合に、事業者はその後の対応についてどう考えられていますか。例えば、ある程度風車を建設して行って運用してたところ、災害とかで事業ができなくなった場合、道路の管理であるとか、その後の風車の撤去するかどうかとか、そういった事についてどう考えられていらっしゃるのか教えていただけないでしょうか。

(事業者)

大雨や台風が多いということで、道路が崩れるなどの災害をご心配されているということだと思いますが、当該発電所については、稼働してから20年運転したいと考えており、地質等の調査を十分行った上で、その他関係法令の基準を満たす設計を行い、許認可等を受けて進めたいと思います。また、基本的には災害がおこった時、現状に復する資力が必要ですので、そういったところはきちんとやっていきたいと考えております。

(委員)

風車の撤去には、建設の1割程度の費用がかかると言われていますが、事業者側としては、順調にうまくいく前提で考えられていらっしゃると思うんですけど、それがうまくいかなかった時にどうするかということを経験であったり海陽町、那賀町及び県にも示していただけると、地域の方も考え方が色々変わったりするのではと思います。結構不安に思われてる方が多いように思います。

(事業者)

はい、ありがとうございます。説明会等でも同様のご意見を頂いております。すべて順調に進んで稼働が20年間行われるということだけでなく、その後の撤去費用も踏まえた事業計画を立てて確認しながら進めてまいります。なお、突発的な何十年に一度の災害等に対しましては、保険でカバーしていく事業計画となっております。

(委員)

方法書を拝見すると、事業者は関連法令等による規制状況についてまとめております。保安林、砂防指定地、急傾斜崩壊危険区域、地すべり防止区域及び土砂災害特別警戒区域等についても調べておりますが、その上でなおこの事業を進めようとしていることになり

ますよね。これでは地域の住民，県民もなかなか賛成というわけにはいかないと思うんですよね。だから，この場所に，このような方法で事業を実施しても安全であるということの説明し，地域の住民や県民が納得するような方法を検討していかなければいけないと思います。寄せられた意見を拝見しても，専門家の意見を含めても反対意見ばかりという現状で，どういう風に進めて行こうとしているのか教えていただきたいところです。

（事業者）

そのことについては，法や条例等の規制の状況を確認して，そういった区域を外していると考えておりますが，現時点での対象事業実施区域は，環境影響評価を行うために広く設定しています。これから詳細な設計を行う上で，規制をクリアできないエリアは区域から外し，より具体性の高い計画を作成していきます。

（委員）

指定されている地域を回避するという事でよろしいでしょうか。

（事業者）

どうしても許可が下りないというような地域は，回避することになります。ある条件を満たせば可能ということであれば検討していく可能性はあります。いずれにしても法律，条例等に基づいて設計していくことになります。

（会長）

先ほどからの質問と関連するんですけれども，対象事業の目的のところに記載がありますが，この事業がうまくいった場合に地域における新たな産業や雇用の創出をしたい，ということなんです。具体的に新たな産業というのはどういうものなのでしょう。また新たに地域から雇用する人数としてどれぐらいを想定されているのか

（事業者）

現時点で実数は言えませんが，設計等含めて風車が稼働すれば，そのメンテナンス費用，修繕・保守費用が必要になってきます。また，現在林道等がありますが，風車までの管理道路も必要となるので，こういった道路を安全に通行できるように道路の管理の委託をお願いすることになると考えています。

（会長）

基本的にはそのような構想があるということで，ただ具体的なものはまだ決まっていないということですね。風車のメンテナンスで地元からの雇用というのはイメージできないですが，新たな産業としてはどのようなものを考えていますか。

（事業者）

現時点で，区域内に風車に関する産業がないのでそういった表現にしました。

(事業者)

風車のメンテナンス作業に関して地元の雇用は発生しないのでは、とのことでしたが、確かに現在四国にある風力発電においては、地域外から技術者等を読んでメンテナンスを行っています。関係地域には少なくとも電気系の能力をお持ちの会社や個人はおられますので、ぜひ地元でメンテナンスをできる体制整えてもらえたら事業者としてもありがたいと思います。

(会長)

是非とも、それを事業者主導でやってもらいたいと思います。

(会長)

それでは「②対象事業の概要」について御意見等お願いします。

(委員)

細かいことかもしれませんが8ページに資材と運搬ルートとあるんですが、ルートはA案B案と示されてるんですけど、実際に事業を行うとなるとかなり大きなもの、重たいものを運ぶ必要がありますが、そこで道路だけではなく橋などがその荷重に耐えられるかということなども確認する必要があると思うのですが、そういうことをある程度想定されてA案、B案と出されているのでしょうか。

(事業者)

このルートについては、橋とかトンネルの存在は把握しております。輸送を検討する段階で調査して、例えば重量オーバーとかは管理者と協議しながら通行の許可がおりるのかどうか、おりない場合は仮設で橋が架けられるとか、管理者、行政と相談しながらきちんとした許可をもらった上で運搬していきたいと考えています。

(委員)

現状では可能かどうかではなくて、大きなルートを決めていってこれから検討するということですね

(事業者)

おっしゃるとおりで、これから調査をして、実際に通れるかどうか、通れないならどのように回するか、対策をとるかを検討し、通れる状態にしてから通るようにします。

(委員)

それは事業を行う段階で初めてわかるのか、それとも次の調査の段階で明らかにするのでしょうか。

(事業者)

環境影響評価の手続と並行して調査はしていきます。これに限らず、土砂とか地耐力、

測量，土質の調査等は，環境影響評価の手續とは別に並行して今後進めていく予定です。

（委員）

トレーラーのサイズやブレードの運搬方法について，まだ決まっていないとのことでしたが，搬入路，搬出路の造成のタイミングが，植物や動物に対しての一番大きな破壊が起こると私は危惧しております。方法書では造成等の施工による一時的な影響においても評価しないとされておりますが，事業者はどのようにお考えでしょうか。事前に図面を提示していただいておりますが，そんなに簡単にできる内容ではないと思うのですが。

（事業者）

添付した資料についてですが，こちらにも簡単にできるとは考えておりません。環境影響評価手續上，こういったことが考えられるので，それがどういう影響が出るのかというのを調査することになります。それとは別にそういった設計が可能かどうかというのを環境影響評価とは別に調査してやっていきますし，調査していく中で実現性を検討していきたいと思っております。

（委員）

搬出入りのルートを検討しておりますが，それは寸法や運搬方法はある程度具体的に考えてのことだと思っていました。大きな破壊を起こすことが想定されますので，検討するために教えてほしいとの趣旨で質問しました。

（事業者）

直線の断面は5 mで計画しており方法書に記載しております。また，カーブ部分については，最大で8 m近くの幅員が必要だろうということで設計しております。

（委員）

コーナーとか崖の部分とかは，それではすまないと思っております。

（委員）

先ほどのご質問とも関連するのですが，そもそもこの地を選定された理由の一つに御社のグループ会社が2018年7月に売買で取得した土地の有効活用というところがあったと思うんです。目的の所にグループ企業の所有地を有効活用すると共に，グループ企業が推進している林業活性化事業との連携を行うと書かれてると思うんです。ただ林業活性化事業との連携というところをご質問に対する回答とは矛盾しているんじゃないかなって感じるところがあって。というのもバイオマス事業とかをなされてるということであればその伐採した森林を使ってというようなこともありますし，住宅会社にその木材を供給するとかもホームページ拝見すると分かります。ただ大きな風力発電を建設するために5 mから8 m，あるいはそれ以上の幅員を，急峻な傾斜地に拡幅して，その時に森林を伐採することになるのですがやはりどうしても自然を破壊してしまうと思うんですよね。そのことがど

のように林業活性化事業との連携っていうところに繋がるのかというところが、ちょっと私としていまいち具体的にイメージできないです。その伐採した森林を他のバイオマスとかで使うというようなこともイメージされているのか、そのあたりの内容をもう少しご説明いただけたらと思います。

(事業者)

風車を作るために伐採してしまった森林とか植物を利用するからというよりは、まずは風車を建てる前に測量や地質調査をしないと設計できません。

また、森林の施業に関しても測量や地盤が強いのか弱いのか、伐採するにあたっては一般林道から作業道が必要になると伺っております。

例えば、風車が設計上設置可能となった場合、そのための道路の設計をすることになりますが、作業道路や資材を運んだりするための道路の設計の際に必要な情報を共有しながらやっていくことで一緒に有効に進んでいけるんじゃないかということでこの表現にしたところです。

(委員)

林業活性化事業との連携という観点に関して、今のご回答の趣旨が分かりかねるところがあって、今のご回答だと、林業活性化事業にて御社が使っておられます手法とかをこの事業に応用できるという趣旨でしょうか。

(事業者)

どちらが先かと言うことにもなるんですが、

例えば林業が先行して測量したとなると、測量の結果を共有できれば我々の調査のデータに利用できますし、風車設置位置までの作業道が先行した場合、道が整備されるメリットがあるという意味です。

(委員)

ご回答を聞いていて、そもそもの目的のところに戻ってしまいますが、目的の所ではクリーンな電気を発電すると謳っており、社会にクリーンな電気を供給しようという理念に賛同しない方はそんなにいないと思います。地域の方々も含めて、この審査会で申し上げているのは、なぜここの地域を選定したのかとところになるんですけど、今の答えを聞いてみると目的と手段が逆転してるんじゃないか、グループ会社の所有地があったからここに選んだんじゃないかという印象を受けてしまいます。そのあたりの内容を地域住民の方になぜこの地域でなければいけないのかという理由をもう少し説明していただかないといけないかなと思うんですね。そうしなければ、2018年7月に取得されたのは林業活性化事業を行うために取得したのであって、例えば林業活性化事業だけでは赤字になる、だから風力発電もやろうかとかのうがった見方をされ事業を推進するのはなかなか困難じゃないかなと思うので、そのあたりのご説明もしていただかないといけないかなという風に個人的に思います。

(事業者)

この地を選ぶにあたり、グループ会社が所有しているのは理由のひとつです。それを踏まえて、机上にはなりますが、こういったところに風車が建てられるのか、どこが候補になるのかということを考えて、まず調査をこれから始めたいと考えております。

(会長)

会話になっていないと思いますが。

(委員)

思いは伝えられたので結構です。

(委員)

あの6頁で今回もともと34基だったのが今30基には減ってます。我々に配られてる事業者回答の8番にあるんですけど、搬入路を変更したっていうのは見て取れますし湯桶丸山頂付近で4基を排除したっていうのも確認できます。ただその下に轟の滝の上流の自然公園地域も回避したって回答があるんですけど、この6ページのスライドでは回避されてないんですね。これちょっとあの私の考えたところ6基ぐらいは回避できますし、この回答に書かれてる自然公園を回避したっていうのはどこのことか説明してください

(事業者)

自然公園内には設置せず、自然公園の北側の方に、方法書の計画時点では那賀町側にずらしたところに配置を計画している

(会長)

4基減らしたのはどこですか

(事業者)

この図にはありませんが、海陽町と馬路村の境界あたりと海陽町と那賀町、馬路村から湯桶丸に行く方向の尾根に沿って34基計画していましたが、方法書で30基になっています。

委員の御質問は、轟の滝を中心とした県立自然公園を回避したという説明に対し、この丸で言うと円弧の方が自然公園に近く見えるということだと思いますが、計画では自然公園から外して設置していく予定です。

(委員)

これで回避できるならですね、まあ具体的に話す段階かどうかわからないんですけど、そこから西につながる10基ぶんぐらいがやっぱりこの自然度の高い9、10のエリアなんで、特定群落と共にですねこの10基ぐらいは抜けたら好ましいかなと思いますし、あのそういう配慮をやっぱり一本でも少なくしていくっていうのは重要だと思います。自然公

園から5m離しました、はい回避しましたでは、ちょっと話にならないのであのどういう本当にどういう意味を持って動かしたから回避できたんだってちゃんとは合理的な説明も踏まえた上で回避という言葉は今後使っていただきたいとは思っています。搬入路ですね6頁、今まで点線で書いてて今まで全く何もなかったところに黄色の北側の搬出路Y字型のですね、これ大丈夫なんですね。今までの道じゃなかったようなところに搬出路は確かにここは自然度低いちょっとチェックしたら自然度が低いんですけども、それならもう一本のあるところも今回新たに設定してもらったところだけでたとえばやるなら自然度低いかなと思いますので、その辺なるべく自然度っていうのも意識した、そういうこういう風に変えましたっていうのが見えるようなものを出してもらうのが我々とのキャッチボールになっていくと思います。そういう具体的なものを少しでも早い段階で是非出していただきたいと思います。

(会長)

それでは③工事計画について審議をお願いします。

(委員)

10枚目のスライド、産業廃棄物等処理計画、その一番下の方ですけど、「沢や谷に土捨て場を設置しない計画とする。」というのはとても大事なことだと思うんですが、発生した土砂はどうされるつもりなんでしょうか

(事業者)

発生した土砂については、基本的に切土盛土のバランス考慮して設計していくつもりであるが掘削土量が多くなると、それについては場外の土砂の搬出先想定して調査していきたいと考えている

(委員)

相当な切土の量になると思うんです。なので今の段階からやっぱりもう少し具体的な計画を示していただく必要があるんじゃないかと思いました

(事業者)

ご意見は承知している。

現時点で土砂捨て場は調べてはある。ただ土砂の受取場所の許可の期限が2年だったりと思う。そういったことも注視しながら1年後2年後今後どういったところが受け入れ場所になるのかとか、ボリュームがどうなのかとかそういったものにも調査しながら掘削土量の設計もしていきたいと思います。

(会長)

谷や沢に土捨て場を設置しないということなんですが、あの土捨て場のイメージ図を頂いたのはこれは事業区域内のイメージ図ですか。

(事業者)

資料の別紙2の件ですか。これについては国際航業から説明いたします。

(事業者)

こちらが事業予定地内である程度平場があるところを抽出して、土捨て場として使えないかとして選定している場所でございます。ほかにも何カ所かありますが候補地だけではすべての土量処分できないので民間の土砂処分場他など予定地内で考えている。

(会長)

比較的平地というお話だったんですけども、これ山間部ですから尾根筋と傾斜地ですよ、そうするとあの尾根以外はもう谷を構成する一部だと思うんですが、谷というの入れると全く事業地内には土捨て場ははできないと思うんですがいかがでしょう。

(事業者)

ご指摘の通り、そういう意味で谷地形、沢地形がほとんどあとは尾根部分しか有りませんので、完全に平地というところはないと思う。いわゆる沢になって水が出る場所、それに伴い崩壊や濁水が発生しないところを土砂処分場という形で確保できないかと探している。

(会長)

谷はもう外していただいた方がいいんじゃないですかね。もう一つと一緒にお願いします。あともう一つは緑化計画で、原則は地域の在来種等ということなんですが、原則と等で意味を弱めてるんですが、これはどういう理由なんですか。原則地域の在来種によるという言い方だったら分かりますが、原則地域の在来種等という言い方では、地域の在来種はほとんど使いませんよという風に読めるんですがいかがでしょうか。

(事業者)

ご指摘のとおり、あいまいな表現になってしまいました。申し訳ございません。地域の在来種を使いたいと思います。先程からお話があった、谷地形という紛らわしい表現は改めます。

(会長)

③工事計画に関してしてございませんか。よろしいでしょうか。じゃあ次はですね④大気環境水環境その他の環境の項目等でご質問ご意見等ございましたらどうぞ。

(委員)

把握していたら教えて頂きたいんですが、年間降水量が3,000mmあるいは1日に降る降水量ですねそれが1000ミリを超えるそういったところで、国内で風力事業を行う又は、行っている所ってどこかあるんでしょうか。

(事業者)

正確には事例は把握しておりません。

(委員)

対象事業地がかなり雨の多い地域で、それが恵も作ってくれるんですが災害も引き起こしたりすることがこれまでずっと起きてきているので、地域の方が非常に心配されてると思うんですね。その年間降水量が 3000 ミリぐらい降って 1 日の最大降水量が 1000 ミリを超えるようなところでも事業があるのであればそういうのを見せていただくと前向きな意見も出るかもしれないしそういうのがないのであればかなりやはり注意して取り組んでいかないといけないんじゃないかとも思えるんですがいかがでしょうか。

(事業者)

ご意見については、承知している。災害は、絶対回避しなければならないと思っている。そういった環境に関する調査設計はしてきちんと耐えうるといった確証がとれないと進めていかないと考えている。

(委員)

補足させてください。委員からもありましたけども、この場所は災害が頻発するところで、こうした大気環境について平均的な値ではなく瞬間的と言うか局地的な災害だとかをもたらすようなデータを基に、今後環境調査を進めていただきたいと思いますのでよろしくをお願いします

(事業者)

ご意見ありがとうございました。

(会長)

私から追加させていただきたいのですが、方法書に記載のデータは過去のデータですね。ところが現在は温暖化に伴いまして豪雨というのが従来の範疇よりかけ離れてきているという可能性がありますので、今後 25 年先ぐらいまでを考えると雨量も増える可能性があるもので、想定データとして数字の割り増しというのでも検討いただく必要があるのかなというのが私のコメントでございます。

はい、他にございませんでしょうか

(委員)

12 のスライドについてですが、今の雨の話と同じなんですけど傾斜角度 30° 以上で事業予定地は、かなり急峻なところなんですけど、先ほどと同じように他の地域でこれほどの急峻な地域でかつ雨が多い地域で、事業を行っている所があるのかという情報も合わせて教えてください。参考資料としても調べて頂いて地域に対しての情報を発信していただければ良いかと思えます。よろしくをお願いします。

(会長)

他にもございませんでしょうか。ございませんようでしたら次はですね

④文献調査結果の 13 と 14 ですから動物植物生態系と景観，人と自然との触れ合いの活動の場の文献調査結果の部分についてご質問ご意見ございましたらどうぞ。

(委員)

搬出入路について，方法書に写真が掲載されているので，これを元にしてどの範囲範囲が工事されるかということ質問したら，示してくれました。私は，長い間調査行っているので，どこの写真かは，ほぼ分かるんです。このルートは，非常に多様性の豊かな希少種の植物がたくさんあります。それをしっかり調べて，できたら回避をしてもらいたい。例えばあの美那川からキャンプ場通って奥へ行くと貴重なランが出てきます。着生ランです。そこを道を広げるためにもみの木を切ってしまったら四国から無くなります。轟の滝への入り口周辺の皆ノ瀬地区もたくさんのランの希少種が見つかりました。去年も新しいものが見つかりました。これを無くしたら一時的な環境変化では全く無くなって二度と帰ってこないということちゃん認識していただいて，拡幅したり新しい橋をつけたりする場合は図面だけ見たらそれ以外は何ともないように思うんですが，私の経験では進入路や資材置き場を作って出来上がってみたらここにあった植物が全く無いということが起こるのでしっかり調査をして認識して対応していただいたと思います。ついでに言いますけれども，新しく出てきておりますキリシマイワヘゴというのはこれは環境省の希少野生植物種です。なぜ大事かというこれはシダですが，2006 年にあったという間に霧島山系の無くなったので大変だということで急いでネットで困ったんです。それが 3 株だけ残ってそれを環境省が指定種にして野生復帰もっと 50 個体ぐらいに増やそうということでプロジェクトを組みました。第 2 回目のプロジェクトで地権者の了解も得て今胞子培養して増やしています。これは環境省が中心になって行っている事業なんです。だからこれに影響があるというようなことをこの委員会で報告するだけでは済まされない。

この委員会は環境省の希少種の委員や科学博物館のシダの専門家，東京の自然環境センター，牧野植物園そして私たちが構成し 2006 年から県の指定として保護しています。そしてそれが環境省私たちがボランティアで行ったのが 3 株残ってこれが無くなったら日本から絶滅するのでそれを今プロジェクトでやっているんです。だから環境省にもこんな影響がありますよとか科学博物館の委員さん牧野植物園にもそこへ行ってちゃんと説明してもらいたい。これは可能ですか。

(事業者)

事業者としてはこれから 13 ページの文献調査の結果ですが，これから実地調査を方法書に基づいて，今後頂く審査委員の意見だとか経産省・環境省の意見だとかを基に実地調査を行い，結果をどこに相談したらいいかといったことを伺いたいと思います

(委員)

実態調査は，困ってあるので中に入れたいんです。これはそんな希少種ですから公開したらなくなったりすることがあるので公開せずずっと進めてきました。本当に影響があ

ったら大変だなあということで公表させてもらいました。

(会長)

よろしいでしょうか、公表してないけどそういうことがあるからそれを承知して今後調査とか検討してくださいってということでよろしいでしょうか。

(事業者)

承知しました。相談しながらやっていきたいと思います。

(会長)

大変貴重な意見を頂きましたありがとうございます。それでは他にご意見ございますか。

(委員)

事前の質問に対する事業者回答資料の方の 57 番 58 番のところでちょっと矛盾を感じましたので意見させていただきたいと思います。事前の質問の 57 番景観と 58 番人と自然のふれあいの活動の場のところなんですけどもまず 58 の質問の中で地域住民の暮らしの中での活動の場として調査箇所の追加を要望するという意見があったところに対して事業者の回答の方が、指摘のあった道路や田畑は該当しないことから対象としていないという回答があります。一方、57 番の景観の視点から行くと地域の制御や暮らしによる人の活動によって形成されていた景観への影響を考えないといけない、田畑とか人の暮らしの営みの景観というのはまさにその田畑とか道路とか用水だとかもそういうことを言うものであって、是非その対象としてない人と触れ合いの場ではなくって、営みによってできる景観がそこにあるわけですから、人々の暮らしの営みという風な所に対してはどんな影響があるのかというのを評価していただけたらいいなという風に私は思っています。その人たちの暮らしの営みが継続する、変わらないという風なことが前提になるのではないかなと思いますのでご検討お願い致します。

(会長)

要望ということでよろしいですか。ありがとうございます

(委員)

あの動物の文献調査の部分なんですけれども、以前配慮書の時には調査する分類群の偏りがないようにしますってあのおっしゃっていただいたと思うんですけれども、あの今回の方法書には反映されていないなと思ってます。私は陸産貝類カタツムリが専門なんですけれども、この辺りで文献もたくさんありますし、希少な種類もたくさんいるんですが漏れたまま進んでいくような状況かなと思ってます、委員がおっしゃったように、陸産貝類でも指定希少野生動植物種に新たに指定されたものが近隣でも見つかっている状況です。かなり固有性が高いので本当にその場所がなくなってしまうといなくなってしまうような種類がたくさんいて影響を低減するっていうことが結構難しいと思うので、しっかり

調査をして進めていただけたらなと思います。

(会長)

そういうにしてくださいということでもよろしいでしょうか。他にございませんでしょうか。

次は、配慮書に対する意見と事業者の見解について何かございますでしょうか。

(委員)

徳島県知事の意見で「事業の取りやめも含めた計画の抜本的な見直しを行う事」という文言があってすごいなと思うんですけど、それに対して事業者の方も「事業の取りやめも含めた計画の抜本的な見直しを行います。」と書いてあるんですけどこれはなんかこう言葉だけのような雰囲気があるんですけど、実際にその影響評価の結果、事業が取りやめになったということは今まであるのでしょうか。

(会長)

何かご存じの例があればお教えいただければありがたいんですが

(事務局)

事務局の方から回答させていただきます。全てを把握しているわけではないんですけども、かなり多くの事業が環境影響評価を受けた中で、どの段階か分かりませんが、その途中で事業者の方から中止というような判断をされた事業はあるという風に記憶しております

(会長)

どの段階でもいいんですが中止になったということをご存知の上であのこの中止を取りやめも含めた計画の抜本的な見直しを行いますという回答でしょうかということですか

(委員)

配慮書とか方法書の早い段階ではあると思うが、環境影響評価が進んで調査をやっている影響が出たからやめるというのは風力については極めて少ない、数えるほどでは。北海道で一つ、かなり進んだ段階でやめたということですか。

(委員)

調査は相当な予算を使うので、そこからやめるというのは少ないと思う。

(委員)

道路でどれだけいるのか一番最初に知っておかないと思うんですけどそういうものなんですか。

(委員)

日本全体の再エネ事業に海外資本がお金を出そうとしており、額はかなり大きいと聞いている。持続性があるエネルギーを作っていきたいですね。

(委員)

こういう事業でアセスにかかるような大掛かりなもので、その土地の選定を風力発電所をする視点からではなくて、会社が所有してたからというきっかけで選ばれることって他にあるんですかね。、きっかけがひっかかる。個人的にはないと思う。
土地の選定は非常に大事で、普通は風メインでという順番だと思ってたんですけど

(委員)

北海道とか、こちらに比べるともっと風のいいようなところでも大体事業者は最初に風況ポールっていうの立てて、NEDOとか環境省も風況マップって出してるんですけど、実測しないと分からないですね。数年測定してやれそうだとかはそこで計算して行うのが普通だと思います。今回のこの場所は風況ポールってないと思うんですね。だから本当に環境影響評価を行って風のデータからすると厳しいみたいなことが起きた時はどうするのかなってというのが疑問です

(会長)

スライド 10 号の「環境影響に応じ事業の取りやめも含めた計画の抜本的な見直しを行います。」という回答があるんですが配慮書が終了して方法書の段階でこういう風なことを考慮して事業の計画の抜本的な見直し取りやめを行いますということの今までの前例ですね、そういったものを参考にこれを書かれてるんですかということをお聞きしたい。

(事業者)

事業がここまで進んできた事業はほとんど無い状況なので、事業を取りやめた実績は有りません。
全国的な状況で申し上げますと、猛禽類、渡り鳥等の動物の調査結果で影響を回避しながらも風車の配置がどうにもならず、事業そのものを断念した事業者がいるという認識です。

(会長)

次の項目に移ります。6 番の全般的な評価項目の選定についてご意見ご質問等ございましたらどうぞ

(委員)

スライド 16 ですが経産省の参考項目でないが選定する項目として土地の安定性を選定していますが、この土地の安定性をどう評価するのか考えを教えてください。

(事業者)

土地の安定性については、今後工事ならびに供用後にその土地が安定して存続できるか

どうか、例えば供用時に風車が倒れたり地すべりしないかという観点から予測評価を行います。それぞれ施設の設計段階で基準書を基に設計を行います。事前にボーリング調査や現地踏査、測量等を行い、それをベースに設計を行います。その結果をもって影響あるかないかを判断することになります。基本的には影響ない形で設計進めていきたい。

今回、急傾斜地に設置するというので、施設の設置場所以外の土砂崩れの可能性が考えられますので、道路の点検を事前にすることで、影響の有無や必要に応じて保全対策を行っていきたくて考えている。

(委員)

ボーリング調査は何本くらい行う予定ですか。

(事業者)

まず風車を設置する箇所、つまり30点程度はする。それから道路の施工する箇所については、地形の変化箇所なんか中心に実施しますが、道路数百メートルに一本というオーダーで実施するとなるので相当数することになります。

(委員)

深さはどれくらいでしょうか。

(事業者)

深さは、地盤がどの程度安定してくれるかによりませんが、支持が得られるところまで行う予定ですが現在確認できていません。

(委員)

山間部で同じようなボーリング調査されてると思うんですが平均的にはどれぐらいの深さ掘ったりするのでしょうか。

(事業者)

平均的には、道路のほうは10～20mくらいです。風車の設置箇所は重いものがあるので50mとかの深さになると思います。

(委員)

水質の水の濁りについて質問します。スライド16番だと水の濁りに関しては造成等の施工による一時的な影響のところのみ丸がついていますが、新聞で大規模な太陽光発電装置作って住民が水質汚濁で困っていると。稼働中に。というようなニュースも見ましたがでも実際は水の濁りというのは工事後かなり長期間にわたって継続するものと思いますし運転中に大雨が降って新たな土砂災害とかが起こるような可能性もありますので施設の後半部分の地形改編及び施設の存在とか施設の稼働中の影響についても予測評価しておく必要があるかと思うのですがそのあたりはどのようにお考えなんでしょうか

(事業者)

水質予測について、どうしても工事中は裸地になるのでそこから発生する濁りが一番大きくなるので、この予測時期を考えました。

供用後については、改変したあとの裸地ですが、直ちに緑化を行う計画で、一部はコンクリートで固める計画です。原則はそれほど濁りは出ないと考えてますが、そういう指摘があるということであれば工事中の予測に合わせて供用時も予測評価できればと思います。

(委員)

ぜひそのようにしてください

(会長)

⑥ 1 騒音についていかがでしょうか

(特になし)

(会長)

調査時期、調査回数、調査場所ですね。

(特になし)

(会長)

次は超低周波音についてはいかがでしょうか。

(委員)

超低周波音 20 ページのスライドを見ると調査地点が黄色で書かれてるんですが他の先ほどの騒音であるところはおそらく集落の近くにあの調査地点を設けてると思います。で超低周波音については那賀川の方は集落の方にあの設置されてるんですが海部川沿いの方で、那賀川よりは規模は小さいんですけど、人が住まわれているところが海部川沿いにあるので、そういったところになぜ設けてないのかちょっと不思議に思ったんですが説明をお願いいたします。

(事業者)

環境 1 ですが轟の滝に近接している民家の地点です。比較的近いので選定しています。環境 3 についても民家がある地点で、環境 2 については、事業予定地は発電機設置予定箇所に非常に近い場所を選定しています

民家あるけど現在は人は住んでいないが戻ってくる可能性はありますので、そういう配置を考えております。この 3 点で影響がなければ、海部川沿いの民家までは十分距離がありますので環境に影響はないかと考えます。

(委員)

1と3は家は何軒ありますか

(事業者)

環境1は5～10軒程度。環境3は3軒，環境2は5軒でも空き家です。

(委員)

支流から出て本流筋の所にもう少し集落があるのでそちらでもあの調査していいのではと思いました。

(事業者)

騒音の方の調査で，沿道1という調査地点を設けてるあたりにもう少し家屋があったかと思うんですが。

(事業者)

ご指摘のとおり，民家がございます

(委員)

民家が多く集まってませんか。調査箇所に追加した方がいいと思います。

(事業者)

予定してませんでした，沿道側1の民家も検討していきます。

(委員)

簡単にちょっと教えて頂きたいんですけども，この超低周波音の評価と調査っていうのは実際に発電機が建った後にするんですか，それとも建つ前に超低周波数を発するものを何かおいてする評価なんでしょうかお願いします。

(事業者)

今回，方法書ということで事業実施する前に現地調査を行い影響予測評価を行います。その方法を検討しました。質問は事後調査し予測評価結果が合っているのかどうかという質問だったと解しました。今回は工事をする前，風車が立つ前の超低周波音を調査します。

(会長)

現在の20ヘルツ以下の音を測るということことですか

(事業者)

風車がない状況の超低周波音を測ります。実際に風車が立ったあとに，どれくらいプラスされるかということ予測評価を行います。

(会長)

そうすると20ヘルツ以下の音源はどこから発生する音を想定していますか。現在の自然音ですか。

(事業者)

自然界から発生している超低周波音を測定いたします。工場とかあればそういうのも含めた形で行います。

(会長)

それで設置後の予測が可能なんですか。

(事業者)

環境影響評価では一般的な方法です。

(委員)

運用してからも、事後調査でこの項目についての調査はされないんですか。

(事業者)

今回、方法書に記載しているのは現地調査の内容です。事後調査の方法については、今後の環境影響評価手続きにおける準備書、評価書の方でご審議いただければと思います。

(委員)

今のところ検討はしてないんですか。

(事業者)

ご指摘の通り工事の影響があるのかどうかはかならずモニタリングしなければならない項目だと認識しておりますので、事後調査項目に入ってくると思います。

(会長)

次に6-3振動についてはいかがでしょうか。

(委員)

21ページのスライドですけど、道路構造の状況現地調査でメジャーによる測定一回と書いてあるんですがどんな調査をされるんですか。

(事業者)

道路断面の形状、幅、段差とか地質がどういったものなのかを測るためにメジャーで計測を行います。

(委員)

調査位置というのは沿道 1 と沿道 2 の 2 箇所ということですか？

(事業者)

はい。断面形状の計測をいたします。

(委員)

スライド 22 で沿道 1 と沿道 2 の 2 箇所で振動の調査をされる予定だと思っておりますが、沿道 2 からもう少し東側に入ったところにもある程度の方が住んでいる集落ありますのでそこでもやるべきじゃないかと思っておりますがいかがでしょうか。

(事業者)

沿道 2 の東側でも地点が必要では、とのご指摘でございますが、今の地点は、国道の代表箇所として選びました。東側にも民家集中してるところあるのは把握しております。今設定している地点と東側の地点は道路断面の構造が基本的に一緒であり、沿道 2 の地点の道路両側に民家近接して配置している地点であり、同じような環境の場所と考えており、追加は必要性は少ないと考えて 1 地点としました。

(委員)

はいありがとうございます。先ほど言いそびれましたが、騒音や超低周波音とか道路騒音とかも人に結構影響するのである程度の方が住んでるところではやられた方がいいんじゃないかと思いました。

(事業者)

ご指摘を踏まえて、ご指導受けながら最終決定したい

(会長)

スライド番号 23 24 25 ⑥ 4 水質について質問をお願いします。

(委員)

水質の調査について今の段階で結構です。スライドの 23 24 を見るとかなりいくつかの種類項目それから多数の時点で調査されるんですけども、水質調査は基本的に人手で行うんですか。

(事業者)

自動採水装置を使わずに人力採水調査を考えている。

(委員)

雨天時も同様でしょうか

(事業者)

出水時もそう考えています

(委員)

17箇所同時にですか。

(事業者)

はい。

(委員)

私の経験上、調査員が80名近く必要ですが可能なのでしょうか。

(事業者)

多少のタイムラグはあるかもしれないが、大がかりなものになると考えている。

(委員)

平時は穏やかな環境で可能だと思うが、雨天時は川の中に入って流速計で測るというような行為は危険でできないことと思うんですけどもその辺をお考えなのかということとオートサンプラーとか使わないっていうことは雨を予測して雨が降りそうな時に現場に入らなきゃいけないというかなりタイミングの難しい作業なんですけども、それが限られた調査期間は1年間ぐらいで可能でしょうか。

(事業者)

ご指摘のように出水時にどうやって流量図るか水質を採るかというのは難しいところ。フロート式の水位計などで水位を図ろうと考えている。ご指摘を踏まえて、別途連続的に水位をはかれる水位計を設置できればと考えている。水質については出水時にある程度観測できるような箇所を調査地点としているので採水についてはできるのかなと考えている。

(委員)

はいありがとうございます。あと一点だけあのまあ1年間調査する中で大雨とかが降らなくて濁水が発生しないようなことも考えられるんですけどもそういった場合は調査期間を延長するだとか何か対策を今のところ考えられているのでしょうか

(事業者)

ご指摘の通り2取水を想定してますが、うまく調査時期をあわせることできないことはご指摘の通りでございます。現地調査については、猛禽類調査やツキノワグマの調査などの項目もあり、場合によっては調査が2年必要かと考えている項目もあります。ですので、水質調査は原則1年2回を考えていますが、十分な結果が得られなければ次の年に補足調査行うことも考えています。

(委員)

水質調査なんですけど、私は自動採水器を少なくとも海部川の方と那賀川の方の上流側で一箇所それぞれ設置すべきだと思います。平常時もそうなんですけど、どれぐらいの雨が降るかいつ大雨が降るかわからないですね、それも2回出水時も2回って言うのとどのタイミングで取れるかってのは分からないこの濁りっていうのと土砂っていうのが下流の事業予定地の近くあるいは海部川・那賀川の河川生態系に及ぼす影響と非常に大きな課題となってくると思われるので少なくとも自動採水器を海部川上流に一箇所、那賀川にも一箇所は設置してそれと合わせてあの現地調査をやられるべきだと思います。

(委員)

わたくしも必要だと思います。

(委員)

支流ごとに設置しないとそれくらいはいけないと思います。平常時、今の状況がわからないと。事業が進んでいったときに問題がなければいいかもしれないし、わからないですよ。

(委員)

オートサンプラーを入れてもタイミングがかなり難しいと思います。

(委員)

水質は、抜本的な調査の見直しをした方がいいと思います。調査地点を増やしてるけど回数が少ない印象。

(委員)

こんなに箇所必要かなという印象、減らしてもいいような。

(委員)

水質の調査方法やり方や地点、抜本的に見直した方がいいと思います。現地調査でやるだけでは不可能だし、濁りの発生量とかをおさえることも不可能なので海部川と那賀川の主要な支流に自動採水器をつけて1年間きちっと濁りがどういうタイミングで発生するのか調査を行うべきだと思います。濁りと土砂とあるんですが、濁りもどうしても結局下流の川や海まで影響を及ぼす可能性があるんで事業を実施する前の現状での把握っていうのは非常に重要になってくると思いますし、地点数をもっと減らしたり自動採水器を適宜配置するなど、調査方法をもう一度見直して提案していただかないといけないと思います。

(事業者)

ありがとうございました。ご指摘を踏まえて再考したいと思う。今先生から自動採水機という話があったが、物も大きくなるしメンテナンスも非常にむずかしくなるしということで、水位計は設置したいと思ってるが、それに合わせて濁度計で代替できないかなと思

いました。

(委員)

あの濁度計はもちろん重要なんですけどやっぱり濁り成分土砂の量とか濁りですよそれを定量的に把握するものとセットでないとおのーあまり効果はないと思います是非再度ご検討いただいて提案いただければと思います。

(会長)

ありがとうございました。他にございませんでしょうか。はいございませんようでしたら今日の審議はこれで終わりにさせていただきたいと存じます。どうもありがとうございました。事業者の方々にも大変ご無理を申しまして時間延長また会場変更までご配慮いただきまして本当に有難うございました。今後どうぞよろしくお願いいたします。

(事業者)

こちらこそありがとうございました。

(会長)

それではちょっと今後の事につきまして事務局の方からご説明等をご紹介をいただきたいと思えますまたどうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

方法書に対する一般の方々が意見の概要が届いておりませんのでこの届出が提出され次第審査会の開催の状況を審査員の方にお伝えしたいと思っております。審議が若干残りますので、開催回数につきましても別途連絡させていただきたいと思っておりますので今後ともよろしくお願い致します。

(会長)

どうも進行の不手際で時間が長くなりまして申し訳ありませんでした。事務局の方にお返しをいたしますどうもありがとうございました。

(事務局)(お礼)

長時間にわたりまして終始ご熱心にご審議いただきましてありがとうございました。また本日の審査にあたりまして Web 環境を含め議事進行に不手際がありましたことについてお詫び申し上げます。次回の審査会へ向けて委員の皆様からいただきましたご意見等について整理して参りたいと考えておりますので残っている部分を含めて引き続きご指導賜りますようお願い申し上げます。本日は大変長時間にわたりましてどうもありがとうございました。

(事務局)

それでは以上をもちまして第3回徳島県環境影響評価審査会を閉会させていただきます

本日はありがとうございました